

就労継続支援(A型事業)サービス利用の流れ

ハローワークにて就労に関する相談後、就労継続支援A型事業を希望の場合、市のふれあい福祉課に相談します。

市担当者からサービスを利用するための流れを説明します。

- ◆福祉サービスであること。
- ◆認定調査やサービス利用計画の提出が必要。
- ◆利用開始の前に、相談員を選び、事業所での体験や話し合いが必要。

① 相談支援事業所を選んでいただきます。

② 相談支援専門員と相談（初回面談）

- ◆相談支援専門員とは、生活全般のお話を聞き、どのような生活を望んでいるのかを一緒に考えます。
- ◆就労を考える上でどのような不安があるか等を一緒に考えます。

③ 事業所の見学・体験

作業内容や環境を確認し、継続して勤められるかどうかを考える機会とします。

④ 相談支援専門員が、あなたのサービス利用計画（案）を作成します。

※暫定期間を明記します。（最大2か月間）

内容を確認してOKであれば同意し署名をします。

市にサービス利用の申請をします。

⑤ 申請書とサービス利用計画（案）が提出されると、市の判定会を経て利用できることが決定します。

⑥ 受給者証の発行（暫定支給期間の明記）

⑦ 利用が決定したら利用するサービス提供事業所も入り、みんなでこれからの支援体制について確認する会（サービス担当者会議）を開きます。



サービス利用開始（暫定期間）

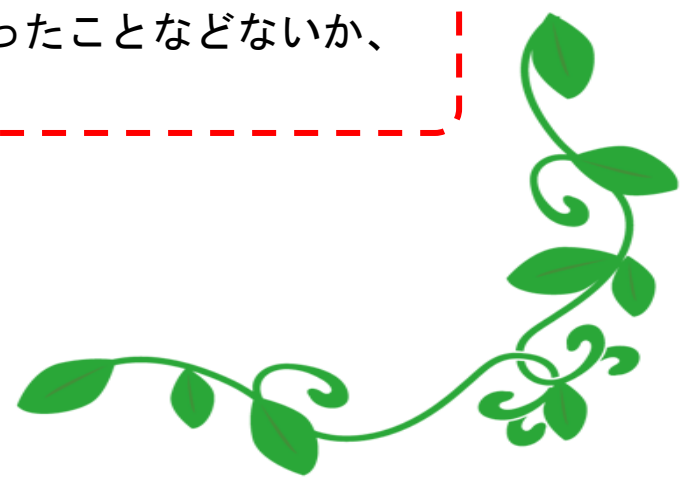


- ⑧ 振り返りの話し合いを行います。（事業所からのアセスメント用紙の提出）
利用者・事業所の担当・相談支援専門員等が集まり、今後のサービスの利用について、それぞれの意向を確認します。支給決定の取消しの要否を決定します。



サービス利用の継続（本支給の決定）

相談支援専門員は、サービス利用開始後、変更したいことや困ったことなどないか、定期的に面談、確認します（モニタリング）



＜窓口・お問い合わせ＞

小松市役所 健康福祉部 ふれあい福祉課

電話番号：24-8052 FAX：23-0294

【小松市の相談支援事業所】

		住所	電話番号
相談支援事業 あぶりこっ兔	（社福）南陽園	大領町口 223	080-1969-9866
支援センター うめの木	（社福）うめの木学園	金平町又 84 番地	41-1301
相談支援事業所 こまつ	（社福）こまつ育成会	長崎町二丁目 103 番地	48-5780
相談支援事業所「チャレンジ」	（医） 澄鈴会(栗津神経サトリム)	矢田野町ヲ 95	43-4355
相談支援センター なごみ	（社福）なごみの郷	北浅井町り 123	23-7232
やたの生活支援センター	（社福）共友会	矢田野町ミ 30	44-7115
相談支援事業所 ロビン・フード	（社福）石川整肢学園（小松療育園）	瀬領町丁 1 番地 2	46-1306
相談支援事業 え〜る	（株） 小松 I T 就労支援センター	園町ハ 36 番地 1	24-3313